

よくあるお問い合わせ

出頭の日にちを変更したいけど、どこに言えばいいの？

呼出通知書等を書いてある担当官にご相談ください。
担当官は、警察官と検察官では問い合わせ先が異なるため、呼出葉書(警察)や呼出通知書(検察)は紛失しないようご注意ください。

罰金って、用意したほうがいいの？

最寄りのコンビニエンスストアまで歩いて15分近くかかりますので、事前にご用意することをお勧めします。
罰金額は、違反した法定刑の範囲内で決まります(※「用意するもの」参照)。
ご不明な点があれば、担当官にお問い合わせください。
当日、罰金の用意ができない場合は、⑤番窓口で申し出てください。

罰金って、納付しないとどうなるの？

罰金を支払わないでいると、強制手続き(資産の差押え、労役場留置)にうつることがあります。
速やかに納付しましょう。

その他、ご不明なことがあれば、お問い合わせください。

〒240-0062 横浜市保土ヶ谷区岡沢町239番地

保土ヶ谷区検察庁

電話:045-331-5993 (※平日午前8時30分から午後5時まで)